

地域審議会、地域自治区等の取扱いについて、下記の案を提示する。

第1案

新市においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会に代え、阿寒町、白糠町及び音別町の各区域毎に地方自治法第202条の3第1項に基づく附属機関としての協議会を設置する。

- 1 協議会の設置に関することは、別に協議をする。

(参考) 地方自治法 抜粋

(職務・組織・設置)

**第202条の3** 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

## 第2案

新市においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を阿寒町、白糠町及び音別町の各区域毎に設置する。

- 1 地域審議会の設置に関することは、別に協議をする。

(参考) 市町村の合併の特例に関する法律 抜粋

### (地域審議会)

**第5条の4** 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

### 第3案

新市においては、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5の規定に基づく地域自治区を阿寒町、白糠町及び音別町の各区域毎に設置する。

- 1 地域自治区の事務所は総合行政センターに置くこととする。
- 2 地域協議会の設置に関することは、別に協議をする。

(参考) 市町村の合併の特例に関する法律 抜粋

#### (地域自治区の設置)

**第5条の5** 市町村は、市町村長の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第1項及び第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。